

ご利用いただけの方

対象となる業種・企業の規模

【中小企業者】

業種	資本金	従業員数
製造業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注) 資本金及び従業員数のいずれかが該当する方
(NPO法人の場合は従業員数が該当する方)

【組合】

事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒類業組合、内航海運組合

事業歴

県内において、現に営む事業を1年以上（中小企業振興資金及び小規模企業活力応援資金については6月以上）継続して営んでいること。
ただし、創業支援資金及び事業承継対策資金については県内居住者であればよい。

納税

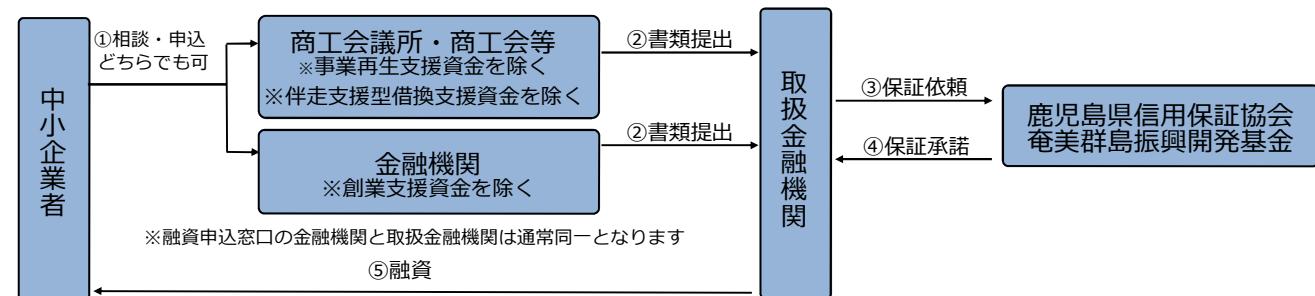
県民税及び市町村民税を完納していること。

許認可

許認可等が必要な業種は、その許可等を受けていること。

相談・申込手続

融資を希望する中小企業者の方は、商工会議所、商工会（組合は、鹿児島県中小企業団体中央会）または金融機関にお申込みください。
なお、融資にあたっては保証機関及び取扱金融機関の審査があります。



必要書類

・保証委託申込書・印鑑証明書・納税証明書・資産証明書・決算書・見積書など

取扱金融機関

- 鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合
- 福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、宮崎銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行(県内営業店に限る)
- 商工組合中央金庫鹿児島支店

問い合わせ先

鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課金融係

電話 099-286-2946

ホームページ <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/yushi/index.html>

令和5年度 中小企業者のための 鹿児島県融資制度のご案内

鹿児島県中小企業融資制度とは

県が定めた融資条件(利率・限度額・要件等)のもと、金融機関と保証機関が協力して中小企業者へ融資を行う制度です。

中小企業者の経営の合理化や経営の安定強化に必要な資金調達を支援し、県内中小企業者の健全な振興発展を図ることを目的としています。

資金の種類

鹿児島県中小企業融資制度では、汎用資金2資金、経済活性化支援資金5資金、経営安定対策資金4資金、新型コロナウイルス対策資金の計12資金を設けています。

汎用資金	様々な用途に活用できる資金です。
経済活性化支援資金	特定の目的（創業や事業承継など）を対象に、汎用資金より利率や保証料率を優遇した資金です。
経営安定対策資金	災害発生や経済変動、事業再生などにおいて、経営の安定化のために活用できる資金です。
新型コロナウイルス対策資金	新型コロナウイルス感染症等により、売上高等が減少している中小企業者そのための資金です。

中小企業者の皆様の様々な目的に応じた資金を設けています。資金の詳細は見開きをご覧ください

- ・一般的な資金を活用したい
 - ▶ 小規模企業者である
 - ▶ 小規模企業活力応援資金
- ・鹿児島県内で創業したい
 - ▶ 創業支援資金
- ・新商品の開発や新技術の活用で経営を向上させたい
 - ▶ 新事業チャレンジ資金
- ・先端技術の導入、デジタル技術の活用、デジタル人材の育成を行いたい
 - ▶ 成長企業応援資金
- ・自動車の低燃費化、省エネルギー対策、クリーンエネルギー利用を図りたい
 - ▶ 成長企業応援資金
- ・後継者に事業承継を考えているが、資金繩りに不安がある
 - ▶ 事業承継対策資金
- ・感染症対策のためにサーモグラフィーを設置したい
 - ▶ 事業活動継続支援資金
- ・耐震改修したいが、工事期間の休業中の資金繩りが厳しい
 - ▶ 事業活動継続支援資金
- ・取引先の企業が倒産して売掛金が回収できず、資金繩りが厳しい
 - ▶ 緊急経営対策資金
- ・最近、景気が悪く、売上が落ちて資金繩りに困っている
 - ▶ 緊急経営対策資金
- ・市町村よりセーフティネット保証(※)に係る特定中小企業者の認定を受けている
 - ▶ セーフティネット対応資金

※ セーフティネット保証
取引先企業等の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るために、県信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。

- ・中小企業活性化協議会等の支援を受け、事業再生に取り組んでいる
 - ▶ 事業再生支援資金
- ・返済条件の緩和を実施した既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換えたい
 - ▶ 伴走支援型借換支援資金
- ・コロナ融資の返済負担の軽減を図りつつ、収益力改善を図りたい。
 - ▶ 伴走支援型借換支援資金

区分	資金名	資金使途	資金使途	融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率(※1)	信用保証料率(県補助後)(※2, 3)	申込先
汎用資金	中小企業振興資金	通常の運転資金・設備資金	運転設備資金	5,000万円	7年以内(12月以内)	基準金利 1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3% または変動金利 7年超10年以内 年2.4% 10年超 または変動金利 変動金利	年0.29%~年1.59%	商工会議所 商工会等 金融機関
	小規模企業活力応援資金(※4)	小規模企業者に対する資金	設備資金	7,000万円	15年以内(12月以内)		年0.29%~年1.74%	
			運転資金設備資金	2,000万円 <small>(ただし、既存の保証付融資残高との合計で、2,000万円の範囲内)</small>	運転設備 5年以内(6月以内) 7年以内(6月以内)		年0.39%~年1.69%	
経済活性化支援資金	創業支援資金(※4)	(1) 国が認定した市町村の特定創業支援等事業による支援を受けて、新たに事業を開始しようとするとき (2) 商工団体の推薦を受けて、新たに事業を開始しようとするとき	運転資金設備資金	2,000万円	運転設備 7年以内(12月以内) 10年以内(12月以内) <small>(※5)</small>	年0.13%~年1.58% ※創業関連保証の場合 年0.68% (1) 年0%~年1.26% (2) 年0.31% 年0.79% 年0.64% 年0~年1.26% ※(3)のうち、先端設備等導入関連保証の場合は年0.64%	女性や青年(30歳未満)による創業の場合 さらに0.32%引き下げ	商工会議所 商工会等
	新事業チャレンジ資金	(1) 独自の技術・特許等を生かして事業展開しようとするとき (2) 経営革新計画の承認を受けて事業展開しようとするとき	運転資金設備資金	5,000万円	運転設備 7年以内(24月以内) 10年以内(36月以内)		商工会議所 商工会等 金融機関	
	成長企業応援資金	(1) 国の認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業を営むとき (2) 県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づいて事業を営むとき (3) DXの実現に向け、IoT・キャッシュレス決済・テレワーク等の導入、デジタル技術の活用、デジタル人材の育成や新産業創出に取り組むとき (4) カーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、環境・新エネルギー分野における製品開発等を行うとき	運転資金設備資金	15,000万円	運転設備 7年以内(24月以内) 15年以内(36月以内)			
		(1) 事業を承継しようとするとき(承継後5年以内を含む) (2) 中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けて事業承継を行おうとするとき (3) 鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターや認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業承継計画を策定し、事業承継を行おうとするとき	運転資金設備資金	3,000万円	運転設備 7年以内(24月以内) 10年以内(36月以内)			
		耐震改修(耐震診断、補強設計を含む)に取り組むとき	運転資金設備資金	28,000万円	運転設備 15年以内(24月以内) 20年以内(36月以内)			
		国認定を受けた事業継続力強化計画等に基づいて、自然災害やサイバー攻撃、感染症の流行等の異常な現象に直接又は間接に起因するリスクに対する事前対策(防災・減災等)に取り組むとき	運転資金設備資金	8,000万円	運転設備 7年以内(24月以内) 15年以内(36月以内)			
	事業活動継続支援資金	災害により経営に影響を受けたとき (1) 激甚法、災害救助法又は被災者生活再建支援法の適用を受ける災害により被災したとき (2) 知事特認災害により被災したとき	運転設備資金	2,000万円	7年以内(24月以内)	政策金利1 1年以内 年1.7% 1年超3年以内 年1.9% 3年超5年以内 年2.0% 5年超7年以内 年2.2% 7年超10年以内 年2.3% 10年超 变動金利	(1) 年0% (2) 年0%~年1.40%	商工会議所 商工会等 金融機関
		取引先の倒産や最近の経済変動により経営に影響を受けたとき	設備資金	3,000万円	10年以内(36月以内)			
		中小企業信用保険法第2条第5項の特定中小企業者に該当するとき(※6) (1) 第1号から第4号、第6号(大型倒産、突発的災害等) (2) 第5号、第7号、第8号(不況業種、金融機関合理化等)	運転資金設備資金	2,000万円	7年以内(24月以内)			
		(1) 中小企業活性化協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うとき (2) 返済条件の緩和を実施した既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換えるとき	設備資金	3,000万円	10年以内(36月以内)			
経営安定対策資金	セーフティネット対応資金	運転資金設備資金 5,000万円	7年以内(24月以内) 10年以内(36月以内)	政策金利2 1年以内 年1.6% 1年超3年以内 年1.8% 3年超5年以内 年1.9% 5年超7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2% 10年超 变動金利	(1) 年0.65% (2) 年0.62%	(1) 年0.48%(※9) ※事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)の場合は年0.1% (2) 年0.13%~年1.58%	金融機関	
	事業再生支援資金	運転資金設備資金 5,000万円	(1) 15年以内(12月又は60月以内※7) (2) 15年以内(12月以内※8)					
	新型コロナウイルス対策資金	運転資金設備資金 10,000万円	10年以内(60月以内)					
		特別金利 1年以内 年1.4% 1年超3年以内 年1.6% 3年超5年以内 年1.7% 5年超10年以内 年1.9%	年0.1~0.51% ※伴走支援型特別保証の場合は年0.1%					

※1 融資利率については、金融情勢により変動することがあります。

※2 信用保証料について、担保の提供がある場合は、0.1%の引き下げが適用されます(一部資金を除く。)。

※3 鹿児島県SDGs登録制度を受けた場合は、さらに0.1%の引き下げが適用されます(全資金が対象)。

※4 NPO法人の場合は、小規模企業活力応援資金及び創業支援資金は利用できません。

※5 一般保証で対応する場合の据置期間は、運転資金にあっては24月以内、設備資金にあっては36月以内となります。

※6 特定中小企業者とは取引先企業等の倒産、突発的災害、全国的に業況の悪化している業種に属している、金融機関合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業者の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた方です。

※7 事業再生計画実施関連保証の場合12月以内、事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)の場合は60月以内。

※8 資金の目的の(2)であって新たな事業資金の追加を含む場合の据置期間は24月以内となります。

※9 責任共有制度対象外の保証付既往借入金を同額以内で借り換える場合、または求償権消滅保証を利用する場合は責任共有制度対象外となり、保証料率は年0.68%となります。

●返済方法は、原則として毎月均等分割返済です。ただし、中小企業振興資金及び小規模企業活力応援資金の1年以内の融資にあっては一括又は均等分割返済です。

●連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

●その他、融資条件の詳しい内容については、商工会議所または商工会(組合)、鹿児島県中小企業団体中央会、取扱金融機関、保証機関にお問い合わせください。